

改正法	条例	比較
個人情報の取得は、偽り・不正の手段によってはなされないとされるが、 取得の相手方を制限する規定はない。	個人情報の収集は、適法・公正な手段によることとされ、原則として 本人から直接収集しなければならない。	・改正法においては、「個人情報は本人から直接収集しなければならない」という原則が規定されていない
(適正な取得) 第64条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。	(収集の規制) 第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その目的を明らかにし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれか(特定個人情報にあっては、第2号に限る。)に該当するときは、この限りでない。 (1) 本人の同意があるとき。 (2) 法令等に基づくとき。 (3) 出版、報道等により公にされているとき。 (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (5) 国、独立行政法人等…から収集する場合又は次条第1項ただし書の規定による提供を受けて収集する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いて、適正な行政執行のため必要があると実施機関が認めるとき。	

直接取得原則

法令の解釈等

- 個人情報の「保有」は、①法令等の定める所掌事務等に必要な場合で②利用目的の達成に必要な範囲に限定される（法第61条）
- 不正な手段による「取得」は禁止される（法第64条）
- 漏えい等が発生しないよう、安全管理措置を講じる義務がある（法第66条）
- 訂正、利用停止等の請求権の保障や、個人情報ファイル簿の作成、公表による本人関与が可能となっている（法第75条）
- これらを通じて、個人情報の保護が図られている

本市での確認

- 個人情報の取得を本人に限定することで、権利利益の侵害を防止しようとしている
- ただし、審査会の意見を聴いて、適正な行政執行のため必要があると実施機関が認めるとき等は、例外的に第三者からの収集が許されている
- この例外を定める現行の取扱基準は、本市の所掌事務の遂行に関する必要性や、個人の権利利益を侵害するおそれ等を考慮して検討されてきた
- したがって、今後も同様の視点から改正法第61条を運用することで、これまでと同じ保護の程度を維持することができる

8/4 確認事項② 個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規制
 [条例で規定することが許されない事項]

改正法	条例	比較
<p>事業者は、安全管理措置・漏えい等の報告・第三者提供に係る記録の作成など、その取扱いに関し様々な法律上の義務を負う。</p> <p>(安全管理措置) 第23条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(漏えい等の報告等) 第26条第1項 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、…当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、…。</p> <p>(第三者提供に係る記録の作成等) 第29条第1項 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者…に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、…。</p>	<p>事業者又は一部の出資法人は、個人の権利利益の侵害の防止又は個人情報の適正な取扱いを確保するための措置をする努力義務を負う。</p> <p>(事業者の責務) 第4条 事業者は、個人に関する情報の保護の重要性を認識し、個人に関する情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するため必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>(出資法人等の義務) 第44条 市が出資する法人等のうち規則で定めるものは、実施機関に準じ、個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>※手引p.113 「規則で定めるもの」については、平成31年4月1日現在定められていない。</p>	<p>・法は（従前から）事業者に対して法律上の義務を負わせており、一方で条例は努力義務を負わせているにとどまる</p>

個人情報取扱事業者等への独自の規制

法令の解釈等

- 出資法人等が個人情報データベースを事業の用に供している場合は、例えば市から出資を受けていたとしても、個人情報取扱事業者として、行政機関等ではなく民間事業者に関する規律が適用される（Q&A 9-4-2）
- したがって、行政機関等の個人情報の取扱いに関する規定を準用するなど、法に規定する個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項について独自の規定を置くことは認められない（同上）

本市での確認

- 条例に定める事業者への義務は、あくまでも努力義務にとどまる
- また、条例における努力義務よりも、改正法における法律上の義務の方が、具体的かつ網羅的なものとなっております、個人情報の保護に関する制度的担保が図られる
- なお、情報公開条例第25条により、市が出資その他の財政上の援助等を行う法人等のうち実施機関が定めるものは、経営状況を説明する文書等の公開に努めるものとされており、出資先の収支状況に関する透明性は、引き続き図られる

改正法	条例	要検討事項
<p>個人情報ファイル簿とは別に、条例で定めるところにより、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表をすることができる。</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</p>	<p>個人情報を取り扱う事務を開始しようとするとき等は、あらかじめその利用目的や個人情報の種類などについて届出書（個人情報取扱事務届出書）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(個人情報取扱事務の届出及び閲覧)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称 (2) 個人情報取扱事務の目的 (3) 個人情報の対象者の範囲 (4) 個人情報の種類 (5) 個人情報の収集方法 (6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>4 市長は、第1項又は第2項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>※規則 (届出事項の閲覧)</p> <p>第3条 条例第7条第4項の規定による閲覧は、個人情報取扱事務届出書又はその写しを法務文書課等に備え置いて行うものとする。</p>	<p>・個人情報ファイル簿とは別に、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成等をすべきか</p>

個人情報取扱事務登録簿の作成・公表

法令の解釈等

- 一定の事務目的を達成するため、「個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの」を個人情報ファイルという
- このうち、本人の数が1,000人以上のものに限り、ファイル簿の作成、公表が義務付けられる
- この制度趣旨は、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識できるようにすることにある
- ただし、これに加えて別に個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表してもよい（法第75条第5項）

本市での検討

- 現行の条例では、個人情報取扱事務全てについて、届出書の作成と公表を求めており、改正法の制度趣旨と同じと考えられる
- また、収集や目的外利用等に関する新しい基準の運用について、届出等を通じて適正に行われているか確認する必要がある
- ただし、個人情報ファイル簿と、これと別の帳簿を両方管理することによって、事務の混乱等が生じないようにする必要がある

案



個人情報ファイル簿制度とは別に、個人情報の保有に関する帳簿の作成・公表義務を条例に規定し、その記載項目等については、規則以下において定める。

改正法	条例	要検討事項
<p>信条や犯罪歴等という要配慮個人情報のほか、<u>地域の特性等に応じて、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報</u>を、「条例要配慮個人情報」として定めることができる。</p> <p>ただし、<u>要配慮個人情報や条例要配慮個人情報であっても、その利用や提供が特別に制限されることはない。</u></p> <p>(定義) 第2条第3項 この法律において「<u>要配慮個人情報</u>」とは、<u>本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報</u>をいう。</p> <p>(定義) 第60条第5項 この章において「<u>条例要配慮個人情報</u>」とは、<u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)</u>のうち、<u>地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報</u>をいう。</p>	<p>原則として、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>(取扱いの範囲) 第6条 実施機関は、個人情報を取り扱うときは、その取り扱う目的を明らかにし、その目的の達成のため必要な範囲内で行わなければならない。</p> <p>2 実施機関は、<u>思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取り扱ってはならない。</u>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に基づくとき。</p> <p>(2) 苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて、適正な行政執行のため必要かつ欠くことができないと実施機関が認めるとき。</p>	<p>・条例要配慮個人情報を規定すべきか</p> <p>・これを規定する場合、どのような個人情報を条例要配慮個人情報とすべきか</p>

条例要配慮個人情報

法令の解釈等

- ・条例要配慮個人情報は、「地域の特性等に応じて」、不当な差別等が生じないように取扱いに配慮を要するものとされている
- ・条例要配慮個人情報として規定することで、個人情報ファイル簿に、当該情報を含む旨を記載する義務が生じる(法第75条第4項)
- ・ただし、要配慮個人情報や条例要配慮個人情報について、他の個人情報よりも厳格な収集制限を課す規定などを置くことは認められない(Q&A3-2-1)

本市での検討

- ・不当な差別や偏見の原因となるような情報は、社会情勢等により今後も様々に発生することが予想され、これを一義的に定めることは難しい
- ・条例要配慮個人情報を定めても、取得等に特別な制限がかからず、具体的な取扱いの差異はほとんど生じないことになるため、規定する効果が薄い

案



条例要配慮個人情報は、規定しない。
ただし、要配慮個人情報その他取扱いに特に配慮が必要な個人情報に関しては、適切な安全管理措置等をとるよう周知徹底する。

【(提案募集制度を導入する場合は) 条例で規定しなければならない事項】

改正法	条例	要検討事項
(1) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案を募集 (2) 応募者の提案を審査して、利用契約を締結 (3) その際の手数料は、条例で定める ただし、都道府県・指定都市以外の地方公共団体においては、この仕組みを導入することについて、当分の間任意とされた (提案の募集) 第111条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル…について、次条第1項の提案を募集するものとする。 (手数料) 第119条第3項 第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。 ※令和3年改正法の附則 (行政機関等匿名加工情報に関する経過措置) 第7条 都道府県及び…指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第110条及び第111条の規定の適用については、当分の間…第111条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。	規定なし	・本市において、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集制度を導入すべきか <u>(制度を導入しない場合は、手数料も定める必要がない)</u> ・これを導入する場合、手数料はどのように設定すべきか

行政機関等匿名加工情報の利用契約手数料

法令の解釈等

- 行政機関等は、その保有する個人情報ファイルを加工して得られる匿名加工情報について、これを利用する事業の提案を募集できる
- 事業者から提案があったときは、行政機関等はこれを審査して、当該事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることなどが認められるときは、条例で規定する手数料を徴収して利用契約を締結することができる
- ただし、都道府県・指定都市以外の自治体においては、当分の間、この制度を導入しなくてもよい(改正法附則第7条)

本市での検討

- 行政機関は、ビッグデータとして利用されやすい商品の購買履歴や位置情報等を通常収集しておらず、提案が行われるか疑問がある
- 国では本制度を平成29年度から導入しているが、当初1,932件の個人情報ファイルについて募集したにも関わらず、提案は一切なかった
- また、匿名加工情報であっても適正な取扱いが求められるため、作成・提供には慎重を期すことが望ましい
- そこで、まずは都道府県及び指定都市における提案募集状況を注視し、本市において導入が必要か検討していきたい

案



行政機関等匿名加工情報を利用する事業の提案募集制度については、導入を見送り、指定都市等での提案募集状況を注視していく。したがって、当該情報の利用契約手数料は、規定しない。